

平成31年 第3回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 平成31年 3月26日(火) 10時00分  
場 所 南庁舎 4階 研修室

○提出議題 (17件)

- 高農議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
- 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(5)
- 報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(3)
- 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(4)
- 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出のこと(1)
- 報告第12号 農地区分判断に係る留意事項について(1)

○出席委員 (14名)

1番	三好 覚	2番	位田 篤男
3番	柴田 晃	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	石堂 良信
7番	西村 一志	8番	植原 種一
9番	北原 知子	10番	北原 豊茂
11番	西川 良一	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	藤井 陽一

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局 局長	新谷 康祐
〃 主 幹	尾塩 昌昭
〃 係 長	神吉 秀明
事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (0名)

--	--

## 議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第3回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第4号～第5号までの3件、報告第8号～第12号の14件、併せて17件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第3回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により6番の石堂委員さん、7番の西村委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第4号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 農業委員会等に関する法律第31条の規定により12番委員は退室願います。事務局説明願います。
- 事務局 高農議第4号は農地法第3条第1項の許可申請で、1件でございます。
- (高農議第4号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく願います。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番について阿弥陀地区、願います。
- 11番 事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、1番は承認されました。
- これで高農議第4号は承認されました。
- 12番入室してください。
- 続きまして**高農議第5号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局説明願います。
- 事務局 高農議第5号は農地法第5条第1項の許可申請で、2件でございます。
- (高農議5号、1番～2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく願います。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番について阿弥陀地区、願います。
- 11番 事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、1番は承認されました。
- 2番について阿弥陀地区、願います。

11番  
議長  
各委員  
議長

事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、2番は承認されました。

これで高農議第5号はすべて承認されました。続きまして**報告第8号**「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第8号は相続による所有権移転の届出で、5件ございます。  
(報告第8号、1番～5番を読み上げる)

以上です。

議長  
各委員  
議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。  
なし。

続きまして**報告第9号**「農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第9号は農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告で、3件ございます。  
(報告第9号、1番～3番を読み上げる)

以上です。

議長  
各委員  
議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。  
なし。

続きまして**報告第10号**「農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第10号は農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理報告で、4件ございます。  
(報告第10号、1番～4番を読み上げる)

以上です。

議長  
各委員  
議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。  
なし。

続きまして**報告第11号**「農地法第18条第6項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第11号は農地法第18条第6項の規定による届出で、1件ございます。  
(報告第11号を読み上げる)

以上です。

議長  
各委員  
議長

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。  
なし。

続きまして**報告第12号**「農地区分判断に係る留意事項について」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

報告第12号は農地区分判断に係る留意事項ですが加古川農林水産振興事務所より地方自治法第4条並びに同法第155条に規定する施設に該当しない施設による、第2種農地及び第3種農地の判断はできませんと通知がありましたの

で阿弥陀サーブスコーナによる第2種農地、第3種農地の判断は、できなくなり裏面地図の太線で囲った内側の農地についてはおおむね第1種農地となり原則として転用許可することが出来なくなります。なお、第1種農地でも許可の対象となる場合や、太線で囲った内側の農地でも第3種農地になるところもありますので、農地転用を予定されている方は、事前に相談してください。

以上です。

議 長  
8 番  
事務局  
8 番  
議 長

事務局の説明が終わりました。質問等がありますか。

この判断はいつからですか。

すでにこの基準で判断しております。

しっかりとした基準で判断していただき不公平が出ないようにお願いします。

それでは以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前10時55分

議事録署名委員

石堂 良信委員

西村 一志委員